

EPA介護福祉士候補者の配置基準上の取扱いの見直しについて

受入れ施設での就労開始日から6ヶ月を経過した等の候補者について、**職員の基本の配置基準**(例:特別養護老人ホーム・介護老人保健施設での職員:利用者=1:3の基準、夜勤の基本の配置基準)の算定対象に加えることにする。

【見直しの具体的内容(受入指針告示の改正)】

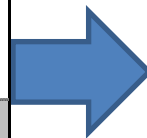
- ① 受入れ施設での適切な研修体制を確保するため、「法令に基づく職員等の配置の基準(配置基準)を満たすこと」は、引き続き、受入れ施設の要件とする。
- ② 候補者は労働契約に基づき就労していることから、(1)受入れ施設での就労開始日から6ヶ月を経過した候補者又は(2)日本語能力試験N2以上を保有している候補者について、配置基準の算定対象とする。

《候補者の配置基準上の取扱い》
(現行)

	労働契約 締結時(入国前)	就労 開始日後	6ヶ月 経過後	1年 経過後
職員の基本の配置基準	X	X	X	X
夜勤に係る加算及び昼間 ユニット単位での配置基準等	X	△	△	○

(見直し後:平成25年4月1日から)

	労働契約 締結時(入国前)	就労 開始日後	6ヶ月 経過後	1年 経過後
職員の基本の配置基準	X	△	○	○
夜勤に係る加算及び昼間 ユニット単位での配置基準等	X	△	○	○



×: 候補者を算定対象とすることは不可 △: N2以上を保有している候補者のみ算定対象 ○: 候補者を算定対象とすることが可能

(※)なお、候補者を夜勤に配置するにあたっては、(1)候補者以外の介護職員の配置又は(2)緊急時のため候補者以外の介護職員等との連絡体制の整備を求めるとともに、候補者の学習時間への影響を考慮し適切に配慮するよう求める通知を发出。